はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

# 羽生領島中領用排水路

令和4年7月発行 第 2 1 号 編集·発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課 〒347-0001 埼玉県加須市大越3756番地1 TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468 https://hanyuryo.com E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



### 佐波分水堰 (加須市外野地内)

「適正化事業により工事実施」

# 【おもな内容】

- ●通常総代会開会あいさつ
- ●役員・総代選挙について
- ●令和4年度収入支出予算
- ●令和4年度賦課金等について
- ●令和3年度事業の実施状況
- ●財務状況の公表
- ●葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- ●お願い

# 令和3年度 通常総代会開催

令和4年3月25日(金)に当土地改良区事務所大会議室において、通常総代会が開催されました。 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、開催規模を縮小し書面議決により執り行いました。

今回の総代会については、議案第1号令和2年度事業報告書、各会計収入支出決算及び財産 目録の承認を求めることについてから始まり議案第14号利根導水路大規模地震対策事業に関する 事業実施計画の変更の承認及び費用負担の同意についてまで全14議案可決し閉会いたしました。

# 総代会開会あいさつ



### 理事長 坂田修一

皆様、おはようございます。着座にてご挨拶を 申し上げます。

新型コロナウィルス感染症の観点から、総代の皆様の安全を最優先といたしまして、令和3年度の通常総代会におきましても、このように縮小しての開催となりました。

書面議決にご賛同いただきました総代各位 のご理解とご協力に感謝すると共に御礼を 申し上げます。

まず、本年度のかんがい用水につきまして、 例年より八木沢ダム付近の降雪も多いなか、 4月に消雪したわけでございますが、かんがい 期間を通じて、平年値を下回る降水量のなか、 関係皆様のご協力をいただき無事に乗り切る ことができました。

また、今年の梅雨入りは6月14日頃で平年より7日遅く、昨年よりは3日遅く、また梅雨明けは7月16日頃で平年より3日早く、昨年より16日早かったということでございます。この梅雨時期の降水量は平年の128%であったと聞いております。

日照時間につきましても6月、7月、8月と平年を 上回っており、稲の生育には充分であったかと 思います。

かんがい期全体としては、大きな台風等の 災害もなく作況も平年よりやや良い指数となり、 これも日頃こまめな水管理をしております 皆様のご努力の賜物と存じます。

さて、国営土地改良事業地区調査「中川上流地区」につきましては、3年目に入りました。中川上流地区国営事業等推進協議会を立ち上げ、その事務局を当改良区にて行っておるわけですが、農水省を含め関係する市と施設部会、営農部会、環境部会等を設置し、事業着工のための各種基礎調査や営農計画・排水計画・施設計画の作成などを行っております。

関係する市においても今後の施設の管理、また畑地営農の関係、また事業費等の関係から 先日の総会において調査期間が1年延長に至り ました。施設管理の関係につきましては、事業を 行う上で、事業完了後の管理者を選定しておく ことが条件になっており、水路については改良区、 付帯する排水機場、調整池等については行政側 での管理ということで進めていく考えでおり ます。

令和3年度の当改良区の事業でございますが、 県 単 事 業 におきまして、上村下ノ落排水路 羽生市弥勒地内において約150m、自然排水路 加須市道目地内において約181m、堤根落排水路 加須市弥兵衛地内において約76mを柵渠工に より改良工事を実施してございます。

また、適正化事業によりまして中樋遣川 揚水機、高須賀揚水機場、佐波分水堰をポンプ 等の整備補修、またゲート整備補修工事を実施 しました。

県営事業にて実施している稲荷木落地区で ございますが、稲荷木落排水路の改良工事を 県道羽生栗橋線の元和橋までの145mを 実施し、他に三尺落排水路、沼尻落排水路も 関係しますが、事業完了予定は令和18年を 予定しておるものでございます。

島中領地区の石綿管交換工事は、久喜市 小右衛門地内、中里地内において1400m 完了してございます。

また、一級河川の手子堀川にある手子堰の 補修工事につきましても、ゲート補修工事が 完了し令和4年度より通常運転が可能となって ございます。

今回の改良区の事業、また県の事業につきまして、新型コロナの影響により工事部品の調達が困難になったとか、工事期間が通常より長くなってしまった等聞いておりますが、いずれも令和4年度において通常に使用できる

ことにホットしたところでございます。

終わりに、今後の農業情勢の先行きが見えない中、担い手不足の解消、また休耕地の解消、そして米価の低価格の問題等ございますが、今後も安定した土地改良区運営に努めて参りたいと存じますので、総代の皆様方のご支援、ご協力を賜わりますことをお願い申し上げ、羽生領島中領用排水路土地改良区の益々の繁栄を祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。



### 総代会提出議案

議案第 1 号 令和2年度事業報告書、各会計収入支出決算及び財産目録の承認を求めることについて

議案第2号 令和3年度専決処分の承認について

議案第3号 定款の一部改正について

議案第 4 号 規約の一部改正について

議案第5号 維持管理計画書の一部改正について

議案第6号 諸規程の一部改正について

議案第7号 令和4年度賦課金・徴収期間・徴収方法等について

議案第8号 令和4年度陸田等用水使用料及び徴収期間について

議案第9号 令和4年度地区除外に伴う決済金について

議案第10号 令和4年度一般会計収入支出予算について

議案第11号 中樋遣川機場特定施設維持管理基金の取崩しについて

議案第12号 原道揚水機組合の解散に伴う基金の返却について

議案第13号 国営かんがい排水事業(国営造成土地改良施設整備)利根中央地区事業着工の要望について

議案第14号 利根導水路大規模地震対策事業に関する事業実施計画の変更の承認及び費用負担の同意について



(議案進行)



(議案採決)

# お知らせ

#### 〇総代・役員選挙が実施されます

当土地改良区総代の任期が令和4年8月24日で満了となり、土地改良法並びに定款などの規定により本年8月に選挙を行う予定です。

総代の任期は4年間で、組合員の皆様の代表として決算の承認、予算の議決、役員選挙等、重要事項を 決める大切な仕事を担当します。

総代に立候補できる方は、組合員で年齢18歳以上の方、禁固以上の刑に処せられて執行中でない方です。 また役員(理事・監事)の任期は、令和4年9月9日で満了となり、選任された総代により8月末開催予定の 臨時総代会で選挙されます。

理事は業務の執行機関であり、事業の推進、広報活動など重要な仕事にあたります。

監事は業務の執行及び財産、会計経理の状況を監査し、理事会・総代会に報告し、土地改良区を円滑かつ 適正に運営するための監査の職務になります。

総代・役員の選挙区ごとの定数は下表のとおりです。

### ○総代・役員の選挙区ごとの定数

755 777 1-3		選挙の区域	定数		選挙の区域 定数		
選挙区	市	地区名	総代数	理事数	監事数		
第1区	羽生市	羽生・岩瀬・新郷	6人	2人			
第2区	羽生市	川俣	3人	1人			
第3区	羽生市	須影	5人	1人			
第4区	羽生市	手子林	6人	1人	1人		
第5区	羽生市	井泉	6人	1人			
第6区	羽生市	三田ヶ谷	5人	1人			
第7区	羽生市	村君	5人	1人			
第8区	加須市	大越	5人	1人			
第9区	加須市	樋遣川	6人	1人			
第 10 区	加須市	不動岡	4 人	1人			
第 11 区	加須市	三俣	5人	1人	1 Å		
第 12 区	加須市	豊野	3人	1人	1人		
第 13 区	加須市	原道	5人	1人			
第 14 区	加須市	元和	5人	1人			
第 15 区	加須市	東	3人	1人			
第 16 区	久喜市	静	5人	1人	1 Å		
第 17 区	久喜市・幸手市	栗橋・豊田・幸手市の一部	5人	2人	1人		
計			82 人	19 人	3人		

# 令和4年度一般会計収入支出予算

(単位:千円)

収	収 入		支	L F	<b>L</b>
科目	予算額	予算に 占める割合	科目	予算額	予算に 占める割合
1. 土地改良事業収入	249,860	57.1%	1. 土地改良事業費支出	220,930	50.5%
2. 附帯事業収入	46,710	10.7%	2. 附帯事業費支出	10	0.0%
3. 基本財産運用収入	4,600	1.1%	3. 一般管理費支出	126,380	28.9%
4. 特定資産運用収入	70	0.0%	4. 土地改良事業負担金支出	23,400	5.3%
5. 補助金等収入	50	0.0%	5. 固定資産取得支出	7,420	1.7%
6. 交付金収入	3,650	0.8%	6. 基本財産積立支出	2,100	0.5%
7. 寄附金収入	10	0.0%	7. 特定資産積立支出	53,950	12.3%
8. 業務受託料収入	12,800	2.9%	8. 雑支出	3,000	0.7%
9. 雑収入	4,120	0.9%	9. 繰越金	0	0.0%
10.基本財産取崩収入	10	0.0%	10.予備費	440	0.1%
1 1. 特定資産取崩収入	73,720	16.9%			
12. 固定資産売却収入	30	0.0%			
13. 繰越金	42,000	9.6%			
숌 計	437,630	100.0%	슴 計	437,630	100.0%

# 令和4年度実施予定事業

# 1. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工箇所	事 業 内 容
島川揚水機場	久 喜 市 高 柳 地 内	揚水機場補修工事

### 2. 県営特定農業用管水路等特別対策事業(島中領地区)

施設名	施工箇所	事 業 量	事業内容
佐間第2揚水機場	久 喜 市 佐 間 地 内	8 0 0 m	管 水 路 更 新 工
高須賀揚水機場	久喜市小右衛門地內	200 m	管 水 路 更 新 工

# 令和4年度 賦課金等について

### 1. 賦 課 金

◎令和4年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	四次 第 1 地区	
初生限 第   地区 	畑	2.15円
羽生領 第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

☆徴収期間 上半期 令和4年 7月1日~令和4年 8月 1日 下半期 令和4年11月1日~令和4年11月30日

### 2. 陸田等用水使用料

◎令和4年8月1日現在の使用者に発付されます。
田として賦課されていない土地に水稲を耕作した場合、使用料を徴収します。

地区	用途	1㎡あたり
羽生領地区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆徴収期間 令和5年1月1日~令和5年1月31日

# 陸田等用水使用料に対する耕作状況は自己申告制です 耕作面積等の異動があったときは申告 (陸田耕作異動申告書) をお願いします

(令和4年9月30日迄)

- 1.新たに陸田耕作を始めるとき
- 2.耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき

異動申告がない場合は、前年度の 耕作面積の取扱いになります

### 3. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、令和4年1月1日現在の土地所有者に発付されます。 1 ㎡あたり 1.18円(田・畑)

### 4. 目的外排水負担金

○令和4年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。1 ㎡あたり 基準額 2.87円

### 放流先・使用者等の変更があった時は手続きをお願いします

- 1.使用者が変更になったとき(変更手続き)
- 2.公共下水道や農業集落排水に接続されたとき(取消手続き)

#### 5. 施設使用料

◎令和4年4月1日現在の施設使用承認者に対して発付されます。 占用している面積・延長等により算出されます。

#### 管理施設(水路敷等)の占用内容等に変更があった時は手続きをお願いします

- 1.使用者が変更になったとき(変更手続き)
- 2.撤去されたとき(取消手続き)

### 6. 地区除外決済金

農地を農地以外(宅地や雑種地等)に転用する場合は、農地転用等の通知書及び地区除外申請書により申請が必要です。

また、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられております。(市街化調整区域・市街化区域)

地区除外決済金は、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水路の維持管理費を賄っているため、 農地を転用され面積が減ると、残された農地(組合員)が負担することになりますので、残された農地に 対し過重な負担にならないようにするためのものです。

◎地区除外決済金は次のとおりです。

地区	地 目	1㎡あたり
   羽生領 第 1 地区	四次 第 1 地区	
70 土限 第1 地区	畑	118円
羽生領 第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

☆島中領地区のパイプライン区域については、地区除外決済金のほかに受益者負担金 (P5.3) の精算金がかかります。

公共事業(道路または施設等)の用地として買収されたときも 地区除外決済金が発生します。

事業主体(買収者)と十分な話し合いをされますようお願いします。

#### 農地を改良等する時は手続きをお願いします

- 1.十盛りをするとき
- 2.田から畑に地目を変更するとき※1
- 3.資材置場等に一時使用するとき

※1.田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

#### ● 境界確認申請

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。

各種申請書様式は ホームページよりダウンロードできます

# 令和3年度事業の実施状況

### 1. 県費単独土地改良事業(県の補助金を受けて行った事業)

工 事 名	施工箇所	事 業 量	事 業 費
上村下ノ落排水路改良工事	羽生市大字弥勒地内	1 4 7.3 m	20,000,000円
自然排水路改良工事	加須市細間地内	180.2m	28,000,000円
堤根落排水路改良工事	加須市弥兵衛地内	76.0 m	12,000,000円

### 2. 土地改良施設維持管理適正化事業 (国及び県の補助金を受けて行った事業)

工 事 名	施工箇所	事 業 量	事 業 費
佐波分水堰整備補修工事	加須市外野地内	水門設備一式	7,392,000円
中樋遣川揚水機整備補修工事	加須市中樋遣川地内	揚水機一式	13,783,000円
高須賀揚水機場整備補修工事	幸手市高須賀地内	揚水機一式	17,380,000円

### 3. 県営土地改良事業 (改良区がその一部を負担して行った県の事業)

工 事 名	施工箇所	事 業 量	事 業 費
石綿管交換工事	久喜市小右衛門地內	1250.0m	79,852,000円
石綿管交換工事	久喜市中里地内	228.7 m	18,246,000円

### 4. 維持管理事業

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路、十王堀用水路 他	6 1 件	12,070,700円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路、行幸用水路 他	1 4 7 件	61,501,810円
水路修繕工事	自然排水路、S43幹線1号用水路 他	2 1 件	14,614,626円
樋 管 堰 枠 工 事	樋ノ堀排水路、宮前堰 他	13件	4,482,152円
揚水機場等施設維持費	間口揚水機場、高須賀揚水機場 他	4 1 件	6,397,609円
計		283件	99,066,897円

# ■ 水路にゴミを捨てないよう■ ご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり 水不足や溢水の原因となります。

このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。



- ・大切な用水のかけ流し等をなくし 有効利用しましょう
- ・水路近くで遊んでいる子供たちを見かけたら 一声かけて子供たちを水難事故から守りましょう
- ・水路のフェンスなど破損を見かけたら 土地改良区又は最寄りの警察署に連絡をください



# 令和3年度 事業の完成写真

◆県費単独土地改良事業 上村下ノ落排水路改良工事(羽生市大字弥勒地内)



(工事前)



(工事後)

◆県費単独土地改良事業 堤根落排水路改良工事(加須市弥兵衛地内)



(工事前)



(工事後)

◆土地改良施設維持管理適正化事業 高須賀揚水機場整備補修工事(幸手市高須賀地内)



(工事前)



(工事後)

◆県営土地改良事業 石綿管交換工事(久喜市小右衛門地内)



(石綿管撤去)



(塩ビ管設置)

# 財務状況の公表

令和2年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

# 【一般会計】

(単位:円)

収	入	支	出
1. 組 合 費	176,025,780	1. 事 務 費	75,696,914
2. 財 産 収 入	4,314,568	2. 選 挙 費	0
3. 使用料及び手数料	19,953,468	3. 事 務 所 費	2,925,234
4. 補助金及び交付金	19,818,000	4. 事 業 費	224,249,754
5. 受 託 費	13,200,000	5. 諸 費	31,347,702
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	11,564,235
7. 納 付 金	12,200,082	7. 繰 出 金	8,956,730
8. 雑 収 入	4,286,803	8. 諸帳簿整理費	0
9. 繰 越 金	37,122,858	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	67,802,750		
11. 負 担 金	54,320,507		
収入合計	409,044,816	支 出 合 計	354,740,569

収入支出差引残金 54,304,247円 翌年度へ繰越

# 【特别会計】

(単位:円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	96,519,773	43,204,614	53,315,159
農地転用(羽生領地区)	2,845,071,325	58,022,644	2,787,048,681
農地転用(島中領地区)	37,531,715	7,000,000	30,531,715
維持管理積立金(島中領地区)	21,585,352	2,802,750	18,782,602

# 【財産目録】

(単位:円)

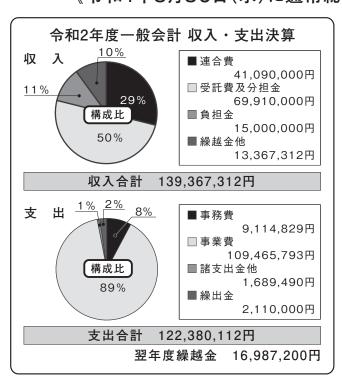
資 産	の部	負 債	の部
流動資産		未払金	
一般会計	54,304,247	賦課金等還付金	7,020
未収入金	26,643,085	引当金負債	
特定資産		職員退職手当引当金	53,315,159
職員退職手当引当金	53,315,159	農地転用決済金	2,817,580,396
農地転用決済金	2,817,580,396	維持管理積立金	18,782,602
維持管理積立金	18,782,602	基本財産	753,629,425
基本財産	753,629,425	特定施設維持管理基金	39,682,125
特定施設維持管理基金	39,682,125		
固定資産			
土地 事務所敷地 外	68,071,764		
建物 事務所 外	242,252,500		
備品 自動車 外	6,246,940		
資 産 合 計	4,080,508,243	負 債 合 計	3,682,996,727

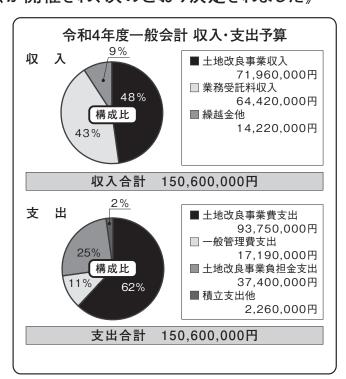
# 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、利根中央事業で整備された水利施設により、北は羽生市から南は八潮市まで10市3町に跨る広大な農地に用水供給を行っています。本年度も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行ってまいります。

また、老朽化により補修・更新が必要となっている中央管理所の水管理施設(通水の遠方監視・遠方制御施設)については、早期に整備事業に着手できるよう推進してまいります。

### 《令和4年3月30日(水)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》

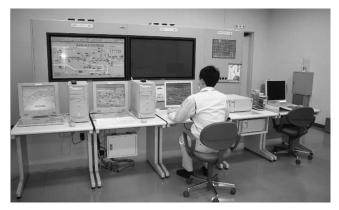




### ◇令和4年度 所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦 課額
葛 西 用 水 路 土 地 改 良 区	25,640,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	17,300,000円
合 計	42,940,000円

## 



◎利根中央総合管理所 監視室の様子【幸手市戸島地内】



◎佐波分水堰の様子【加須市外野地内】

# お願い

# 組合員の皆様へ

### こんなときは届出が必要です

- ※土地改良法第43 条により組合員資格得喪通知の提出が義務付けされております
- 1. 組合員が死亡(相続)されたとき
- 2. 土地の所有権・耕作者の異動があったとき
- 3. 住所の変更が生じたとき
- 4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

### 郵送でも手続きができます

ご連絡をいただきましたら様式を送付いたします (ホームページからでも様式を取得できます)

### **令和4年度より納付書の様式が変更になり、** コンビニエンスストアでも納付が できるようになりました。

賦課金の納付書は、年額で10,000円以上の場合は 2枚になります。(上期と下期) 年額で10,000円未満の場合は1枚です。



### ロ座から振替も可能です 申込用紙が必要な方はご連絡ください

#### <口座振替のできる金融機関>

1.埼玉りそな銀行本・支店2.りそな銀行本・支店3.足利銀行本・支店

4.武蔵野銀行 本・支店

5.東和銀行 本・支店6.埼玉縣信用金庫 本・支店

7.中央労働金庫 本・支店

8.川口信用金庫 本・支店

9.ほくさい農業協同組合 本・支店

10.埼玉みずほ農業協同組合 各支店

11.ゆうちょ銀行 各支店

### 口座振替で 納付される方へ

※納付者・振替口座等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から 引落しが出来ませんので、変更手続きをお願いします。

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。 なお、納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

### 手子堰改修に伴う農用地区域からの除外について

手子堰(加須市多門寺地内)の老朽化が進み、県営事業で改修工事をすることになりました。 事業期間は、令和3年度から令和4年度までを予定しており、主な受益予定地は、上三俣、 多門寺、北小浜、北篠崎、下樋遣川、町屋新田、松永新田、生出、阿佐間となっております。 工事の受益地では、事業完了の翌年度から8年経過するまで農地転用のための農用地区域

からの除外は、事業内容によってはできない場合がありますのでご注意ください。